

平成28年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成28年11月22日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成28年11月22日（火）

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙
 - 第5 一般質問
 - 第6 認定第1号 平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第7 認定第2号 平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第8 議案第17号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 第9 議案第18号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（25名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 澤里富雄君 | 2番 菅原恒雄君 |
| 3番 鎌田幸也君 | 5番 内舘勝則君 |
| 7番 村田芳三君 | 8番 関善次郎君 |
| 10番 山本賢一君 | 11番 安部重幸君 |
| 12番 岩渕善朗君 | 14番 海老原正人君 |
| 15番 桜井博義君 | 16番 石亀貢君 |

17番 廣内和之君
19番 佐藤洋君
21番 阿部祐一君
24番 田中二郎君
27番 千田力君
30番 合砂丈司君
32番 米倉清志君

18番 小松聡純君
20番 早川久衛君
23番 高宮一明君
26番 上山文雄君
28番 寺崎敏子君
31番 北條喜久男君

欠席議員（8名）

4番 小原享子君
9番 梶屋伸夫君
22番 小松則明君
29番 田村剛一君

6番 滝田松男君
13番 及川修一君
25番 金沢秀男君
33番 石原弘君

説明のため出席した者

広域連合長	谷藤裕明君	副広域連合長	民部田幾夫君
代表監査委員	菊池秀一君	事務局長	吉田春彦君
次長兼 総務課長	浅沼聡君	業務課長	猿舘直美君
会計管理者兼 会計室長 事務代理	主浜照風君		

職務のため出席した者

議会書記長	浅沼聡君	議会書記	鈴木健二君
議会書記	小倉匠君		

開会 午前10時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） それでは、これより平成28年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は25名であります。

欠席の通告は、小原享子議員、滝田松男議員、柁屋伸夫議員、及川修一議員、小松則明議員、金沢秀男議員、田村剛一議員、石原弘議員、以上8名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告3件があります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） 本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に2名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

浅沼書記長。

○議会書記長（浅沼 聡君） 朗読いたします。

議席番号3番 鎌田幸也議員、20番 早川久衛議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、10番 山本賢一議員、11番 安部重幸議員の2名で
ございます。

◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたい
と思えます。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長には小松則明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました小松則明議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小松則明議員が岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま当選されました小松則明議員は欠席でございますので、後日当選を告知したいと思います。

◎一般質問

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問を許します。

桜井博義議員、お願いいたします。

○15番（桜井博義君） おはようございます。

滝沢市議会の桜井博義でございます。

通告しておりますので、質問させていただきます。

皆さん御存じのように後期高齢者医療制度は、高齢者を別枠の会計で賄うという制度で、国民の批判が高まる中で見切り発車した経緯があります。したがって、導入時、政府におい

でも何か軽減措置をとらざるを得ないといった経緯もあり、実施に当たり、この批判を少しでも抑えるためにも負担増を和らげようとした経過措置がつけられてきております。しかし、来年度からこの特例を外すといった動きもあり、これは現役世代との公平性の観点からも高齢者にも応分の負担を求めるという趣旨と伺っております。

しかし、高齢者の年金あるいは所得が減っている中、さらに生活を切り詰めることにつながるものとも考えます。このような特例措置が打ち切られることによる被保険者及び後期高齢者医療制度にどのような影響が生じると考えているのか伺いたいと思います。

2点目には保険料増加抑制対策についてでございます。

この保険料抑制の考えは収納率向上、そして伸び続ける医療費適正化及び健康づくりを基本に据え、それぞれの事業に取り組んでいるところでございます。もともと後期高齢者医療制度は、医療費がかさむと、それに伴って保険料がふえていくという大きな欠点もあります。したがって、どうしても保険料算定については、後期高齢者の増加に伴う収納率向上、医療費の伸びをどう抑えるかという議論に終始になるわけでございますが、もちろん当連合会においてもその立場で取り組んでいると考えております。

私は、しかし、それにはとどまらず、さらに広い見地に立った取り組み、方向性、施策についてどのように考えているのか伺って、以上を一般質問といたします。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 桜井博義議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、保険料軽減特例措置が打ち切られることによる影響についてであります。被保険者のうち現在9割や8.5割の保険料が軽減されている方は、制度廃止により7割の軽減となることから、9割軽減で年額3,800円の場合、年額1万1,400円と7,600円の負担増となり、低所得者の保険料の支払い金額が増加することによる生活に与える影響が大きいものと考えられます。また、後期高齢者医療制度への影響につきましては、低所得者の保険料賦課金額が増加することから、保険料収納率の低下を懸念しているところでございます。

次に、保険料増加抑制対策の方向性と施策についてであります。議員御指摘のように、収納率向上対策や医療費適正化対策などの推進はもちろんのこと、健康診査の受診や生活習慣病などが重症化することがないように啓発と指導も重点的に進めていかなければならないものと考えており、新たな保健事業の検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した財政運営が続けられ

ることが重要でありますので、国に対しましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて保険料軽減特例措置の維持や財政支援の拡充などを要望しており、今後も市町村と連携を図りながら高齢者の健康を守り、適切な医療が受けられるよう引き続き制度の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

以上、御質問にお答えいたしました。

○議長（菅原恒雄君） 再質問、よろしいですか。

○15番（桜井博義君） 1点だけ。

○議長（菅原恒雄君） 桜井議員。

○15番（桜井博義君） 今の答弁ですと、特に9割軽減の方に限って言えば大きな負担増になるということがもうはっきりされたのではないかなと思っております。こういう制度において国に求めていくところはもちろんですけれども国の制度において一気に軽減措置を廃止するわけではなく、緩和策など、国のほうでどのように考えているのか、その点について伺います。

それから収納対策ですが、収納対策も若干ですが向上してきているようにうかがわれます。しかし、今の答弁にもあったように収納率の低下、あるいは滞納者が増えるのではないかという懸念がされているわけですが、特に低所得者層だと思いますが、実際そういう滞納者の割合の多い所得層というのはどの程度の層に該当しているのか、その点について伺います。

○議長（菅原恒雄君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） それでは、今、議員から御質問がありました国の緩和策についてでございますが、私たちも、先ほど連合長からの説明のとおり、国に対しまして協議会を通じていろいろ、春と11月17日に要望を申し上げているところですが、詳しい内容につきましては報道されているものしかございませんが、社会保障制度審議会の保険部会で検討されていると伺っております。その中の内容についてはまだ詳細が示されておられませんので、ここではお話しできません。

ただ、私たちが申し上げているのは激変の緩和をしてほしいということでありまして、9割がいきなり7割ということになりますと、先ほどの説明のとおり負担になりまして、県内の高齢者の方で、9割から7割になる方だけでも4万8,000人ほどいらっしゃいます。そのほかにも多くの方に影響することになりますので、その辺は引き続き国に対して要望または情報を収集して、できるだけ後期高齢者の皆さんの生活に負担がかからないように努めてま

いりたいと考えているところでございます。

あと、低所得者の収納率の低下で滞納の率の多いところの区分でございますけれども、少々お待ちください。

滞納につきましては、今、申し上げました9割軽減の方につきましては収納率は99.8%となっております。ほかの階層につきましても、99.9%から、5割軽減の方でも99.7%という状況になってございます。この辺は、例えば年金から特別徴収ということで直接引かれる場合がございますので、そういう部分があつて収納率が高くなっていると思っております。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

○15番（桜井博義君） はい。

○議長（菅原恒雄君） 以上で桜井博義議員の質問を終わります。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、認定第1号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） それでは、お手元に配付してございます議案書の1ページをお開き願いたいと存じます。

認定第1号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものでございます。この議案書のほかに、別冊の平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

初めに1ページ、2ページをお開き願います。

歳入でございますが、歳入合計、予算現額1億9,767万4,000円に対しまして、収入済額は1億9,777万3,865円で、予算額に対する収入済額の比率は100.05%でございます。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計、予算現額 1 億9,767万4,000円に対しまして、支出済額は1 億9,296万9,981円で、執行率は97.62%でございます。不用額は470万4,019円となっております。

平成27年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は480万3,884円となり、これを翌年度へ繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から説明申し上げます。

どうぞよろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

主浜会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（主浜照風君） 平成27年度一般会計歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしている平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書の5ページから14ページまでの事項別明細書に沿って主な内容を御説明申し上げます。

初めに歳入であります。5ページ、6ページを御覧願います。

第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などの共通経費に係る市町村の負担金であります。

第4款財産収入から7、8ページにまいりまして第7款繰越金までその内容は備考欄に記載のとおりの内容となっております。

第8款諸収入、第1項預金利子は歳計現金の運用に係る利子収入で、歳入予算額の割合により特別会計と案分し、計上しております。

第2項雑入は、8ページの備考欄に記載のとおり、事務局職員に借り上げている住宅の使用に係る職員の自己負担分などとなっております。

次に、歳出であります。9、10ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費の支出内容につきましては、10ページ、12ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務的経費のほか、派遣職員人件費を派遣元市町村に支払う負担金や財政調整基金の積立金などがあります。

次に、11、12ページの第2項選挙費、第3項監査委員費は備考欄に記載のとおりの内容となっております。

13、14ページにまいりまして、第4款予備費の支出はありませんでした。

以上で一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、決算書のほか、地方自治法第233条第1項及び第5項に基づく実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する報告書を提出いたしておりますので、あわせて御参照いただきたいと存じます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菊池代表監査委員。

○代表監査委員（菊池秀一君） 地方自治法の規定に基づき、平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより適正に調製されており、決算書等の計数は関係書類などにより照合した結果、正確であると認められました。また、予算の執行につきましても、おおむね適正かつ効率的、効果的に執行されているものと認められました。

以上、一般会計決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第7、認定第2号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） それでは、議案書の2ページをお開き願います。

認定第2号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

再度、別冊の平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の15ページ、16ページをお開き願います。

歳入でございますが、歳入合計、予算現額1,605億9,333万9,000円に対しまして、収入済額は1,624億7,525万2,088円で、予算額に対する収入済額の比率は101.17%となっております。

なお、不納欠損額が372万4,186円、収入未済額が1,293万4,676円となっておりますが、不納欠損につきましては柔道整復施術療養費の不正請求1件分で、債務者の自己破産に伴う免責決定により不納欠損処理を行ったものでございます。また、収入未済額につきましては、第三者行為に係る損害賠償金、医療給付に係る返納金等でございます。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計、予算現額1,605億9,333万9,000円に対しまして、支出済額が1,566億3,083万9,464円で、執行率は97.53%でございます。不用額は39億6,250万8,054円となっております。

平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引額は58億4,442万1,142円となり、これを翌年度に繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から説明申し上げます。

どうぞよろしく御審議の上、御認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 審議に先立ち、会計管理者から平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明があります。

主浜会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（主浜照風君） 平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、一般会計と同様に、お手元にお配りしている歳入歳出決算書の19ページから44ページまでの事項別明細書に沿って主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳入であります。19、20ページを御覧願います。

第1款市町村支出金、第1項第1目事務費負担金につきましては、制度運営に要する事務費などの共通経費と歯科健康診査事務費に係る市町村の負担金であります。

21、22ページにまいりまして、第2目第2節保険基盤安定負担金は、保険料軽減措置に係る市町村の負担金であります。

23、24ページにまいりまして、第3目療養給付費負担金は、その市町村に住所を有する被保険者の医療に要した経費のうち、公費負担分の12分の1に相当する市町村の負担金であります。

25、26ページにまいりまして、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、医療給付に係る国庫負担金であります。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他特別な事情がある広域連合に交付される特別調整交付金であります。

第2目保健事業補助金は、被保険者の健康診査の実施に対する補助金。

第3目総務費補助金は、後発医薬品の使用促進及び医療機関の適正受診に関する普及啓発事業等に対する補助金。

第4目特別高額医療費共同事業補助金は、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の拠出金に対する補助金で、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や保険料の減免などの特例措置に対する補助金であります。

第7目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、低所得者への保険料軽減措置等に要する費用に対する国庫補助金で、平成26年度までは基金事業として一般会計で受け、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、さらにその基金から特別会計へ繰り出して活用してお

りましたが、平成27年度は単年度補助金事業に転換されたことに伴い、特別会計で予算措置をしております。

27、28ページをお開き願います。

第8目社会保障・税番号制度システム整備費補助金が198万3,000円となっておりますが、いわゆるマイナンバー制度への対応のためのシステム改修に対する補助金で、補助金の交付が年度途中で確定したことから、年度途中で新たに目を設置したものであります。

第3款県支出金、第2項財政安定化基金支出金は、平成26年度及び27年度の財政運営期間における保険料率の増加抑制のための交付金であります。

第3項県補助金は、東日本大震災の被災者を対象とした一部負担金免除措置の継続に係る補助金であります。

29、30ページをお開き願います。

次に、第4款支払基金交付金につきましては、現役世代が加入する被用者保険からの支援金として、医療給付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど国庫補助金で御説明した国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業による交付金であります。

次に、第8款繰入金は、保険料軽減措置などの財源補填として後期高齢者医療制度臨時特例基金から平成27年度の基金預金利子を含めた全額を繰り入れており、本基金につきましては、基金事業から単年度補助金事業への転換によりまして平成27年度をもって廃止をいたしております。

31、32ページをお開き願います。

第11款諸収入、第2項預金利子は歳計現金の運用に係る利子収入で、一般会計と案分いたしております。

次に、歳出であります。33、34ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項第1目一般管理費の支出内容は、34ページ、35ページの備考欄に記載しておりますが、主なものといたしましては、各種通知のための郵便料、制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借り上げ料などでございます。

35、36ページを御覧願います。

第2項賦課徴収費は、被保険者の情報提供業務委託料が主な支出であります。

次に、第2款保険給付費は、被保険者が医療を受けたときの療養給付や自己負担が高額と

なった場合の軽減制度である高額療養費の給付など、保険給付に係る経費であります。

37、38ページにまいりまして、第2款第1項第5目審査支払手数料につきましては、国保連に委託している診療報酬等の審査支払い業務に要する経費であります。

第3項その他医療給付費、第1目葬祭費は、お亡くなりになられた被保険者1人当たり3万円を葬祭費として支給したものであります。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は、県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、国及び県も同額を基金に拠出しております。

39ページ、40ページをお開き願います。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担を緩和するために設けられた当該事業への拠出金で、先ほど歳入で御説明申し上げましたが、この拠出金に対し国庫補助金が交付されております。

第5款保健事業費、第1項第1目健康診査費は、町村が実施した被保険者の健康診査費用や歯科検診事業経費に対する補助金などで、第2目健康保持増進事業費は、人間ドック等を実施した市町村への補助金などであります。

41、42ページにまいりまして、第9款諸支出金は、市町村への保険料の還付金あるいは平成26年度の療養給付費等の確定に伴う国、県、市町村及び支払基金からの負担金や補助金及び交付金の精算に伴う返還金であります。

43、44ページにまいりまして、第10款予備費の支出はありませんでした。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菊池代表監査委員。

○代表監査委員（菊池秀一君） 平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査報告の概要を申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類につきましては、関係法令の定めるところにより適正に調製されており、決算書等の計数は、関係書類などにより照合した結果、正確であると認められました。また、予算の執行につきましても、おおむね適正かつ効率的、効果的に執行されているものと認められました。

今後も安定した医療保険制度の運営に向けて、市町村と連携した保険料収納率の向上と収

入未済額の縮減に努めるとともに、医療費の適正化対策や保健事業を推進し、増加する医療費の抑制を図りながら健全な財政運営を確保されるよう望むものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

桜井議員。

○15番（桜井博義君） 全体的なことですが、決算を見ますと、国庫支出金が若干ふえて、一方では給付費が当初予算に比べて減っているようです。それで、当初予算と実際決算を見た感じとしてどのように分析されているのか、大まかでもよろしいのでその点について伺います。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議員ご指摘のとおり、予算額に比べまして給付費が伸びていないということがございます。私たちが伸びるものと考えておりましたけれども、実際に減っているという現状を目の当たりにしまして、どういうものかすこし悩んでいるところではございます。あと、対象者は若干増えて、今、21万4,000人ほどおりますが、対象者がふえている割に給付費が伸びていないことにつきましては、いろいろ保健事業ですとか市町村の方々の御努力もいただきまして、指導の成果も出ているのかなとは思いますが、詳細についてはまだきちんとしたものは把握できないという状況でございます。

予算の見積もりの仕方の点もあろうかとは思いますが、特に抑制するつもりはございませんので、これからも適正な受診の体制、それらには努めてまいりたいと思っております。

○議長（菅原恒雄君） 桜井議員。

○15番（桜井博義君） もうじき、29年度の予算編成に入るわけですが、そういう点においてやはりきちんと分析なりして、あるいはさまざま今まで取り組んできた実績、そういったものが少しずつ成果を上げているのかなというところも一部見られるのではないかなと思っておりますし、そういう点もさらに充実させていって次年度の予算につないでいただ

きたいと思いますし、そのような点をきちんと精査していくべきではないかなと思いますので、私からこの点を指摘して終わります。

○議長（菅原恒雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○議長（菅原恒雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号及び議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第17号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第9、議案第18号「平成28年度岩手県後期高齢者

医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） それでは、説明に入る前に、次の説明から岩手県後期高齢者医療広域連合という組織名につきましては省略させていただきたいと存じますので、御了承願います。

それでは、議案書3ページをお開き願います。

まず、議案第17号「平成28年度一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,800万円とするものであります。

次に、議案書4ページ、5ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄を御覧願います。また、別冊となっております平成28年度一般会計補正予算（第1号）に関する説明書についてもお目通し願いたいと思います。

これは、平成27年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整金への積立金の増額を行うため所要額の補正を行うものでございます。

次に、議案書6ページをお開き願います。

議案第18号「平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45億8,008万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,599億6,108万5,000円とするものであります。

次に、議案書8ページ、9ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄を御覧願います。なお、別冊の平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書についてもお目通し願います。

27年度の療養給付費等について、国、県、市町村への返還金が生じるほか、27年度決算において剰余金が見込まれるため、財政調整基金への積立金の増額に係る所要額の補正を行うものでございます。

以上、議案第17号及び議案第18号につきまして説明を申し上げます。

どうぞよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第17号及び議案第18号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） ないですか。

これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第17号及び議案第18号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号及び議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 山 本 賢 一

署 名 議 員 安 部 重 幸